

ひたちなか市学校体育施設開放事業
令和8年度の利用にあたって（お願い）

本市の学校開放事業については、多くの団体が利用されているところであります。しかしながら、新たに利用を希望する団体も多く、可能な限り平等に利用いただくため、新たなルール作りを検討する必要が生じてまいりました。利用団体の皆様におかれましては、下記の点に十分留意して、次年度の利用申請をお願いいたします。

記

- 本事業による使用許可は、決められた曜日・時間における定期活動を基本としています。
- 利用予定のない申請や、活動実態のない団体による申請はおやめください。
- 大会その他イベントのための「仮押さえ」はおやめください。
- 上記のようなイベント等で利用希望がある場合には、その都度、他の利用団体や学校等との調整をお願いします。
- 各施設の利用状況を学校管理課にて管理させていただきます。（利用簿に記入のない場合は利用しなかったものとみなします）
- 実際の活動状況について、現地確認を実施させていただきます。（不定期）
- 中学校部活動の地域移行に伴い、受け皿となる団体への優先的な施設利用など、場合により、皆様の活動に制限がかかる可能性も十分考えられます。そのことをお含みおきいただき、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年12月15日
ひたちなか市教育委員会事務局学校管理課